

九割等と不為の手為を何故歎難にも附し置か？然れ共の手為  
は戦陣手為にて期限は大正十年に満期となりたるものなれば  
が為取締後の命令なき為めに遂に今日迄も延引せしむるもの  
り又否否は斯うかく過大の如くならぬも東洋の低きに失するは  
實に不都合と云ふの外なし況んや此の兵給を基とする一年一  
回の昇給額金何程と二年二回の考査等も吾々は斯の如き不  
合況を陳かんと欲す而して高規下の世情劣後の状態に鑑み  
て予二条に於て是れを三割増を懇願せる次第なり  
然るに去る七月二十八日の回答書目に於ては吾々は概言の多岐  
形を履み真面目なる態度にて會社側代表と會合せしむる  
拘はらず會社側白書の言行は實に吾々の意は勿論人極は  
全然認められず會合終了後列率せし各部長は却てを言  
して果敢に投書し懐柔策を執り

苟も吾々は目下の要求事項は正当なる如故に總て承て見し  
を主張し會社側の強硬を促すものなり  
吾々の能真意を心氣を悪化せしむるもせしめざるも是は會  
社の平和を破るも破らざるも實に今後會社の競う所置如何  
に依るものなり、即ち此會社の責任は會社側の代表者にあり

大正十三年七月廿日

日本電業株式會社日誌社欠一同

(別紙あり)

概

- 一 後 歎 難 者 を 破 棄 せ ぬ
- 二 後 要 求 者 を 却 下 せ ぬ
- 三 後 決 議 者 を 提 出 し 返 答 を 待 つ